



令和4年かながわの監査



令和5年5月

目次

監査のしくみ

◇ 監査委員	1
◇ 監査委員の役割	2
◇ 監査事務局の役割	2
◇ 監査等の主な種類	3
◇ 監査の結果の区分	7

令和4年の監査等の結果

◇ 財務監査（定期監査）等	8
◇ 財務監査（随時監査）等	13
◇ 財政援助団体等監査	13
◇ 決算審査	14
◇ 指定金融機関等監査	20
◇ 例月出納検査	20
◇ 健全化判断比率等審査	21
◇ 内部統制評価報告書審査	22
◇ 住民監査請求	22

監査のしくみ

監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき全ての地方公共団体に設置されており、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使する「独任制」(用語解説参照)の執行機関です。選任は、議会の同意を得て知事が行いますが、権限は知事から独立しています。

監査委員は、行政運営に関して優れた識見を有する者の中から選任される「識見監査委員」と議員の中から選任される「議選監査委員」からなります。地方自治法では都道府県の監査委員の定数は4人としていますが、条例により増やすことができると定められています。

県では、平成22年10月の神奈川県監査委員に関する条例の改正により監査委員の定数を5人とし、同年12月から識見監査委員3人、議選監査委員2人の計5人による体制とすることにより、監査機能の一層の充実強化を図っています。

【監査委員名簿】

令和5年5月1日現在

区分	氏名	就任年月日	任期	備考
識見 監査 委員	常勤 むら 村上 英 嗣	R2.12.2	4年(2期目)	代表監査委員
	よし 川 知 恵 子	R5.4.1		弁護士
	非常勤 なか や 華 江	R4.12.1	4年(1期目)	公認会計士
議選 監査 委員	ほり 堀 江 のり 則 之	R4.12.19	議員の任期による	県議会議員
	こ 小 島 健 一	R4.5.25		

用語解説

「独任制」

独任制とは、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使することを意味しています。このため教育委員会や選挙管理委員会のように「監査委員会」という名称は用いません。

ただし、監査の結果や意見などについては、監査委員の合議(全員の合意)により決定します。

監査委員の役割

監査委員は、県の仕事について適法に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなど、経済性、効率性、有効性の視点で、知事から独立した立場で監査しています。

監査の結果については監査事務局ホームページなどで県民の皆さまにお知らせするとともに、議会、知事等に提出しています。

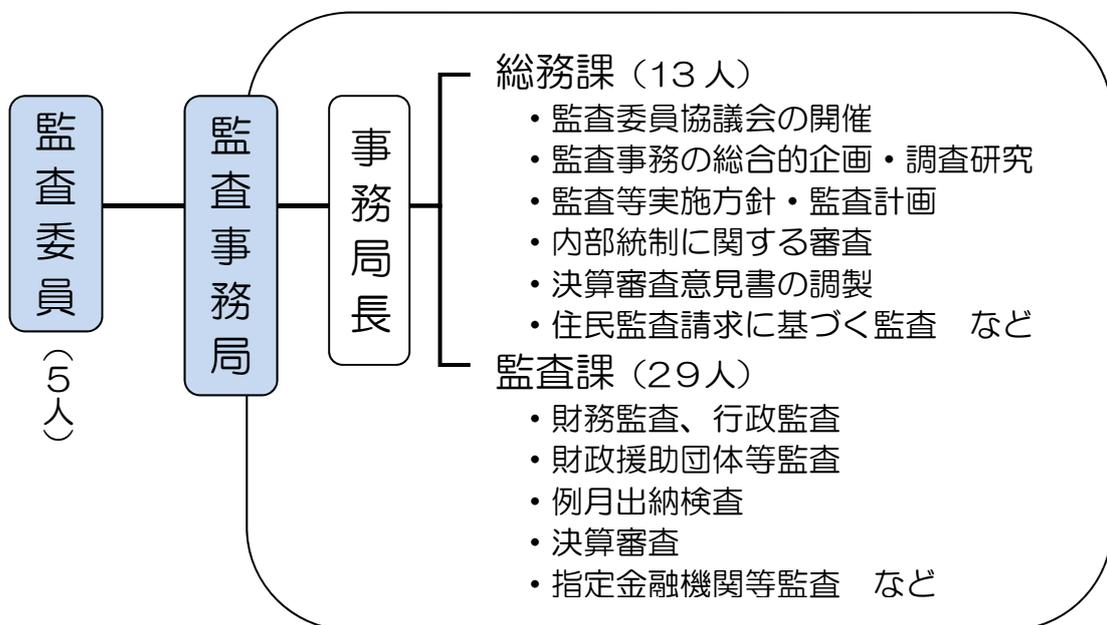
また、年度ごとの決算、財政の健全化判断比率等について審査を行い、意見を知事に提出しています。

監査事務局の役割

地方自治法の規定に基づき、都道府県の監査委員に事務局を置くことされており、県では、監査事務局長以下 42 人が監査委員を補助し、職務に当たっています。

【組織図】

令和5年5月1日現在



監査等の主な種類

○ 定期的又は必要があると認めたとときに行う監査

財務監査

財務監査（定期監査） …地方自治法の規定に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査しなければならないとされており、原則として、毎年全ての所属を対象に実施しています。

財務監査（随時監査） …地方自治法の規定に基づき、財務監査（定期監査）のほかに、監査委員が必要と認めたとときに監査できるとされており、財務監査（定期監査）を補完する場合、特定の財務に関する事務の執行を監査する場合等に実施しています。

行政監査

地方自治法の規定に基づき、県の事務の執行について、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般を事務の合理化等の観点から、財務監査（定期監査）と併せて監査するほか、必要があると認めるときに実施しています。

財政援助団体等監査

地方自治法の規定に基づき、県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体や4分の1以上出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、対象となる団体の中から補助額等によって毎年から7年に1回までの周期を定めて実施しています。

○ 決算関係書類の審査

決算審査

毎会計年度、知事が議会へ提出する一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業^(注)決算とそれぞれの添付書類について、数値に誤りがないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているかなどについて審査を行い、意見書を提出しています。その後、知事は、決算関係書類に監査委員の意見を付けて議会に提出しています。

(注) 公営企業： 水道など地方公共団体が住民の福祉の向上を目的として経営している企業です。

○ 内部統制に関する審査

内部統制評価報告書審査

内部統制とは、組織として事務の適正な執行を確保する上で、事務上のリスクを自ら評価、コントロールする取組のことです。

知事は、そのための体制、リスクの選定や対応策が整備、運用されているかについて「内部統制評価報告書」を作成して監査委員へ提出します。

監査委員は、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかなどについて審査しています。

○ 公金の出納に関する監査と検査

指定金融機関等監査

県の公金の収納又は支払の事務を行っている指定金融機関等に対し、公金の収納又は支払の事務が適正に行われているかについて必要に応じて監査することとしています。

例月出納検査

県の現金の出納の計数に誤りがないかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しています。

○ 健全化判断比率等に関する審査

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、知事から提出された健全化判断比率や資金不足比率（用語解説参照）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどについて審査しています。

用語解説 「健全化判断比率及び資金不足比率」

【健全化判断比率】 財政の健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、次の4つの比率の総称です。

- **実質赤字比率**： 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模^(注)に対する比率
(注) 標準財政規模： 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模
- **連結実質赤字比率**： 一般会計等に公営事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
- **実質公債費比率**： 一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- **将来負担比率**： 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【資金不足比率】 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○ 請求・要求による監査

住民監査請求

県民の皆さまが、県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、契約の締結などの財務会計上の行為、違法又は不当に財産の管理などを怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を求めて必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

原則として、県の執行機関又は職員の行為終了後1年を経過したときは請求することができません。

上記のほかに、県民の方（選挙権を有する方の50分の1以上）、議会、知事等の請求又は要求により行う監査があります。

監査の結果の区分

監査の結果、是正、改善等の必要があった場合に指摘します。指摘は次表の基準に基づき、「不適切事項」と「要改善事項」に区分しています。指摘に至らなかったもののうち、所管局長等に注意する必要があるものは「注意事項」に区分しています。

監査の結果の区分	該当項目
不適切事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。 1 法令等に違反すると認められる事案 2 予算目的に反していると認められる事案 3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 4 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
要改善事項	次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。 1 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 2 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
注意事項	不適切事項の1から4までに掲げる事案のうち、今後の事務事業の執行に当たって注意すべきもの及び要改善事項の1又は2のいずれかに該当する事案のうち、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないものをいう。

「不適切事項」と「要改善事項」については、指摘した事項を議会及び知事並びに関係する委員会に報告するとともに、監査事務局ホームページで公表します。

また、必要があると認めるときは、この報告に添えて組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができ、意見は監査事務局ホームページで公表します。

なお、「不適切事項」と「要改善事項」のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告は監査事務局のホームページで公表します。

令和4年の監査等の結果

令和4年に実施した監査等の結果の概要は次のとおりです。

財務監査（定期監査）等

監査の種類	内 容	実施箇所数	指摘件数		
				(参考) 令和3年	
財務監査 (定期監査)	財務に関する事務が、法令等に基づき適正に執行されているか等について監査しました。	547 か所	不適切事項	269 件	
					243 件
行政監査	行政運営が、適正かつ効率的に執行されているか等について監査しました。		要改善事項	6 件	
					9 件

財務監査（定期監査）等の指摘の概要は次のとおりです。

不適切事項

予算の執行に関するもの（10 件）

- ・ 執行科目を誤っていたもの
- ・ 歳入の会計年度所属区分を誤っていたもの など

収入に関するもの（16 件）

- ・ 調定が遅れていた（調定をしていなかったものを含みます。）もの
- ・ 徴収過大又は徴収不足となっていたもの など

支出に関するもの（64 件）

- ・ 支払期限までに支払を行っていなかったもの
- ・ 事務処理の誤りにより、当初予定していなかった経費等を支払っていたもの など

契約に関するもの（79 件）

- ・ 履行確認が適切に行われなかったもの
- ・ 一般競争入札又は見積り合せを行わずに契約の相手方を決定していたもの など

課税徴収に関するもの (6件)

- ・ 不動産取得税の課税誤りによる本税返還に当たり、遅延損害金が発生していたもの など

工事に関するもの (13件)

- ・ 設計金額の積算を誤っていたもの

補助金に関するもの (3件)

- ・ 交付申請書の受理から3月を超えて交付決定が遅れていたもの など

財産に関するもの (50件)

- ・ 財産の使用許可の誤りにより、使用料が徴収過大又は徴収不足となっていたもの
- ・ 物品の出納に係る手続などを行っていなかったもの など

庶務に関するもの (2件)

- ・ 報酬等について定められた期日に支給していなかったもの

その他 (18件)

- ・ 所得税等を法定納期限内に納付していなかったもの

行政監査 (8件)

- ・ 保管していた書類が所在不明となっていたもの
- ・ 職員が架空の検査結果を作成し、県ホームページで公表していたもの など

要改善事項

6件

冷温水機の保守点検業務について、一括して発注することが可能であったのに、冷房期間（6月1日から9月30日まで）と暖房期間（12月1日から3月31日まで）とに契約期間を分割して発注を行い、いずれも予定価格が50万円未満であることから、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約を行っていた。

本件業務は、上記のように契約期間を分割して発注しなければならないものではなく、一括して発注することが可能であったものであり、一括して発注することとすれば、令和3年度の契約における予定価格から判断すると、見積合せを行うこととなるため、契約の競争性、透明性等が向上することになるほか、契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。

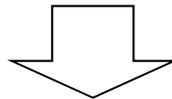
したがって、今後、冷温水機の保守点検業務の発注に当たっては、契約の競争性、透明性等を向上させるとともに、業務効率の向上に資するため、契約期間を分割して発注するのではなく、一括して発注するよう改善する必要がある。
など

指摘の主な事例と、指摘された所属が行った措置の内容は次のとおりです。

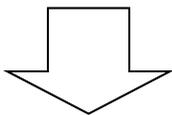
不適切事項

<支出の事例>

操作用のパソコンの故障により街頭防犯カメラシステムが長期間にわたり運用できない状況となっていたにもかかわらず、契約を継続し、11か月分3,049,200円を支払っていました。



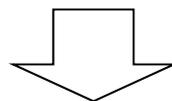
高額な使用料が発生し続け、11か月分3,049,200円を支払ったことにより、不経済な執行となっていたことを指摘しました。



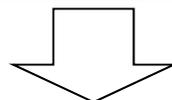
指摘を受けた担当部署では、関係部署との連携を密にして早急な予算措置や契約の解除等を検討するなど、再発防止に取り組み、適切な事務執行に努めることとしました。

<契約の事例>

委託契約に係る仕様書で定める配置時間内に警備員が配置されていない時間があったにもかかわらず、委託料を全額（計 14,080,000 円）支払っていました。



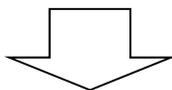
受託者の契約の不履行を認識せず、また、不履行を認識した後も業務が適正に履行されたとして委託料を全額支払っていたことは、履行確認の適正さを欠いていることを指摘しました。



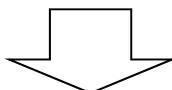
指摘を受けた担当部署では受託者に対し勤務表（タイムカード等）の提出を求め履行状況の確認を適宜行うことにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

<財産の事例>

運行管理を委託している公用車について、当該公用車に係る自動車検査証の有効期間が満了した後、継続検査を行わないまま9回にわたり運行していました。



委託契約において受託者に義務付けている公用車に係る継続検査を受けていないにもかかわらず、公用車を9回にわたり運行したことは、道路運送車両法に違反していることを指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、車検等のスケジュールについて予定表を活用して担当部署全体で共有するとともに、受託者に日々の運行管理点検に係る運転員への指導教育の徹底を指示することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

要改善事項

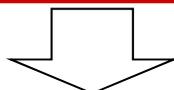
冷温水機の保守点検業務について、冷房期間（6月1日から9月30日まで）と暖房期間（12月1日から3月31日まで）とに契約期間を分割して発注を行い、いずれも予定価格が50万円未満であることから、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約を行っていました。



冷温水機の保守点検業務は、契約期間を分割して発注しなければならないものではなく、一括して発注することが可能であったものである。

そして、令和3年度の契約における予定価格から判断すると、見積合せを行うこととなるため、契約の競争性、透明性等が向上することになるほか、契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。

したがって、契約期間を分割して発注するのではなく、一括して発注するよう改善する必要があると指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、冷温水機の保守点検業務委託の発注方法を見直し、令和4年度の執行は契約期間を分割せず、一括して発注することとしました。

財務監査（随時監査）等

内 容	実施箇所数	指摘件数	
			(参考) 令和3年
新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和元年度及び令和2年度の事務事業を対象とした財務監査等を実施していなかった機関において、臨時財務監査及び臨時行政監査を実施したほか、令和3年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、神奈川県道路公社への駐車場用地の貸付料の見直し状況を継続して確認する必要があると認められた機関等において、臨時財務監査を実施しました。	4か所	不適切事項	4件
			9件
		要改善事項	1件
			0件

随時監査では、契約手続、収入科目及び備品台帳への登録誤り、使用料の徴収漏れを不適切事項として、貸付料減額の是正を要改善事項として指摘しました。

財政援助団体等監査

内 容	実施団体数	指摘件数	
			(参考) 令和3年
県が補助金等の財政的援助を与えている団体、県が出資している団体、又は公の施設の管理を行わせている団体等の出納その他の事務の執行について監査しました。	27団体	不適切事項	14件
			5件
		要改善事項	0件
			1件

財政援助団体等監査では、見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていたことや、契約書に記載すべきにもかかわらず、必要な情報が記載されていなかったことや、定められた支払期日を過ぎて支払を行っていたことなどを不適切事項として指摘しました。

決算審査

内 容

各会計の決算数値に誤りがないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているか等について、財務監査（定期監査）や例月出納検査の結果を踏まえて審査しました。

決算審査の結果の概要は次のとおりです。

【1 一般会計・特別会計】

会計管理者所管の各会計の令和3年度決算について、歳入歳出決算書並びに関係書類の計数については、審査した限りにおいて、一部の事項を除き、正確なものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

○ 決算内容に関する意見

収入未済額の合計は 186 億 4,589 万余円で、前年度と比較すると 40 億 7,422 万余円減少（17.9%）している。そして、令和3年度に 10 億円以上（徴収猶予額を除く。）の収入未済が発生している「節」（税にあっては「目」）は、一般会計歳入の個人県民税（「（項）県民税」「（目）個人」）、母子父子寡婦福祉資金会計歳入の「（節）母子父子寡婦福祉資金貸付金返納」及び県営住宅事業会計歳入の「（節）家賃収入」である。

これらについて、それぞれの収入未済額の状況をみると、個人県民税については 74 億 4,283 万余円（前年度比 4.2%減）、母子父子寡婦福祉資金貸付金返納については 10 億 1,393 万余円（同 14.6%減）となっていて、いずれも前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き、その縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。一方、家賃収入の収入未済額は 12 億 5,865 万余円（同 7.6%増）となっていて、前年度に比べて 8,897 万余円増加しており、コロナ禍における緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などにより社会経済活動が停滞したことが県営住宅入居者の収入状況にも影響し、家賃の滞納に繋がったことが原因であると考えられる。

家賃収入の滞納については、滞納初期における適切な対策が重要であることから、電話による支払案内や料金徴収員の戸別訪問による納入指導などの対応を徹底するとともに、生活保護の実施機関である県市が生活保護受給者に代わって家賃を納付する生活保護住宅扶助費代理納付について、令和2年3月31日付けの国からの通知において、公営住宅に係る住宅扶助は、原則、代理納付を適用する

こととされたことを踏まえ、現時点で、代理納付が未実施の藤沢、綾瀬両市との調整等を速やかに進めていくほか、代理納付の実施率が低い市や県の保健福祉事務所に対しその活用を働きかけるなどして、収入未済額を縮減させ、家賃収入率を上昇させるよう引き続き取り組んでいくことが重要である。

○ 財政状況に関する意見

今後の財政運営に当たっては、様々な状況の変化に的確に対応できるよう、国庫支出金の積極的な活用、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用などにより歳入を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用これまで以上に取り組んでいく必要がある。

そして、将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、本県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

(1) 県債発行の抑制

県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」という県債管理目標の達成に向けて取り組んでいるが、神奈川県水防災戦略の財源に県債を活用するなどの影響もあり、令和5年度末の県債現在高は3兆円を上回る見込みであるとされている。このため、近年の県債発行額の状況等を踏まえると、目標の達成は依然として困難な状況にあると考えられるが、後年度の健全な財政基盤を構築し、将来にわたり必要な県民サービスを維持するためにも、引き続き県債残高の減少に取り組んでいくことが重要である。また、新型コロナウイルス感染症が収束していないことに加え、ウクライナ情勢を受けた海外経済の状況など、変動要素が多く今後の財政状況が見通せない現状では、県債管理目標設定の根拠となる「中期財政見通し」の推計を見直すことは困難であることから、今後の状況の推移を注視しつつ、適時に新たな県債管理目標を設定することが望まれる。

(2) 財政における地方公会計の活用

地方公会計に基づく令和2年度決算財務書類が、地方公会計の概要、財務書類の計数の説明等を記載した概要資料と合わせて、令和3年12月に公表された。この地方公会計の導入により、人件費を含めた事業コストや、資産や負債のストック情報、減価償却費、退職手当引当金繰入額など、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。

そして、会計課及び財産経営部財産経営課（以下、「財産経営課」といい、会計課と合わせて「主管課」という。）における地方公会計の活用促進に向けた令和3年度の実施状況をみると、会計課においては、自所属の財務状況の特徴を把握できる「財務書類特徴把握ツール」の提供を令和3年度から開始しており、固定資産等を多く保有している本庁所属に対して個別に説明を行うなど、その活用を促したところであるが、これまでのところ具体的な成果は見られていない。一方、財産経営課においては、「神奈川県公共施設等総合管理計画」の令和4年3月の改訂に当たり、固定資産台帳データを活用したものの、各所属に対して活用促進に向けた特段の実施は行っていない状況である。

今後、人口減少・少子高齢化がより一層進展していく中で、限られた財源を効率的・効果的に使用するため、地方公会計における財務情報を適切に活用し、財政のマネジメント強化を図っていくことが重要であることから、主管課においては、総務省の動向や他の地方公共団体の実施事例などにも留意しつつ、地方公会計の活用促進に向けて積極的に取り組んでいくとともに、各所属に対して必要な支援を行なっていく必要がある。また、各所属においても、主管課による支援を活用するなどして、地方公会計の活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

【2 公営企業会計】

公営企業会計（6事業会計）の令和3年度決算について、決算書及び決算諸表は、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

○ 経営に関する意見

(1) 水道事業

今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、大規模地震に備えて水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。

県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者が連携し、水道システムの再構築に向けて継続して検討を進めており、寒川浄水場など3浄水場を廃止し、5事業者全体で8浄水場への再編が最適な施設配置であることを確認している。

一層の業務の効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、5事業者が目指す最適な施設配置も念頭におきつつ、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、適切な補修・維持管理や長寿命化等、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努めるほか、5事業者が目指す最適な施設配置に向けて、他の事業者と共に種々の検討を着実に進めていく必要がある。

(2) 電気事業

水力発電においては、平成21年度から令和5年度までの15年間、発電した電力のほぼ全てを東京電力株式会社に売電する内容の電力受給基本契約を締結している。

企業庁は、電力受給基本契約終了後の令和6年度以降の収入の一部を確実に確保するため、令和2年度に開設された容量市場へ毎年度参加することとしており、令和3年度においては、令和7年度を対象とするメインオークションに応札し、電力広域的運営推進機関と容量確保契約を締結している。

容量市場を除いた令和6年度以降の売電契約については、相対契約による方法と電力市場を活用する方法とがあるが、純揚水式発電所である城山発電所については、東京電力パワーグリッド株式会社から発電要請があった場合に限り発電を行っており、電力市場での取引では十分な収入が見込

めないことが判明している。

企業庁は、令和3年度に、小売電気事業者との相対契約を想定し、小売電気事業者から電気の調達に対する考え方等を聴取するため、公募型の意見交換（サウンディング型市場調査）を実施したところ、複数の小売電気事業者が城山発電所の調整力を含めて電力調達をする意向があることを示していた。

企業庁では、令和4年度末までには、令和6年度以降の新たな売電方法を決定する予定としていることから、上記の調査結果等も踏まえ、より多くの収入を確保できる最適な売電方法の決定に向けて早急に検討を進める必要がある。

(3) 公営企業資金等運用事業（資金運用）

令和3年度は、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて35億8,693万余円増加しているが、貸付金の利息収入は、前年度に比べて237万余円減少している。

預金の利息収入についても、前年度に比べて64万余円減少している。

公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

(4) 流域下水道

ア 経営状況

流域下水道事業では、流域関連市町からの市町負担金等を、県と流域関連市町との協議等により、流域下水道の維持管理に要する費用に応じた収益としているため損益は生じない。

流域下水道事業は、施設の老朽化に伴う改築更新等により、事業費や業務量の増大が見込まれる中、人口減少等に伴う使用料収入等の減少や経験豊富な職員の退職等により、事業運営の厳しさが増すことが懸念されていることから、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、こうした財源・人材・施設に関する経営面の課題に着実に取り組んでいく必要がある。

イ 流域下水道事業における資本費の負担状況

流域下水道施設の資本費（減価償却費、支払利息等（公営企業会計移行前においては県債の元利償還金））については、従来、流域下水道施設の改築の場合には、流域関連市町が国費を除く建設費の3分の2を負担することにより資本費相当分を前倒して負担していたが、流域下水道施設の新設の場合には、県がその全額を負担しており、流域関連市町は

負担していなかった。

県では、流域下水道事業における受益者負担の明確化を求める動きがあることを踏まえ、流域関連市町との協議等により、令和3年度から、令和2年度以降に行われる施設の新設に係る資本費の30%を流域関連市町の維持管理負担金に含めることとし、県の一般財源による負担が行われないことになった。

令和元年度以前の流域下水道施設の新設に係る資本費については、流域関連市町の下水道経営に与える影響を考慮し、これまで同様、一般会計からの繰入れにより県による全額負担を継続することとなり、今後も流域関連市町以外の住民の負担が含まれる県の一般財源による多額の負担が継続することになる。

県では、こうした状況を含め、公営企業会計移行後の流域下水道事業における県や流域関連市町における費用負担等の状況について、必要な情報を十分に提供しているとはいえない状況にあることから、流域下水道事業における費用負担等の見える化を推進し、ホームページ等を活用して積極的に情報提供を行うなど、県民への説明責任を適切に果たしていく必要がある。

ウ 流域関連市町における建設給与費・事務費の負担

県では、従来、建設給与費・事務費（流域下水道の建設事業を行うために必要な県職員の人件費及び物件費（職員旅費、賃借料、消耗品等））について、一般会計からの繰入れにより全額を負担してきたが、平成30年度以降、下水道事業の独立採算の原則や下水道法第31条の2の規定の趣旨に基づき、応益負担の観点から流域関連市町に建設給与費・事務費の負担を求めるための協議を行ってきた。これまで流域関連市町との協議が整わず、公営企業会計移行後の令和2年度及び令和3年度においても、県は、一般会計からの繰入れにより、建設給与費・事務費の全額（計約10億円）を負担している状況にある。

流域関連市町以外の住民の負担が含まれる県の一般財源による負担が継続している状況を踏まえ、流域関連市町に対して建設給与費・事務費の負担の必要性を丁寧に説明していくとともに、協議の速やかな成立に向けて着実に取り組んでいくことが重要である。

指定金融機関等監査

内 容	実施箇所数	指摘件数	
		(参考) 令和3年	
指定代理金融機関による公金の収納の事務が適正に行われているかどうかについて、当該指定代理金融機関から提出された収納に係る伝票、預金元帳等を照合して監査しました。	1か所	なし	なし

例月出納検査

内 容	実施箇所数	指摘件数	
		(参考) 令和3年	
県の現金の出納の計数に誤りがないかどうかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しました。	3か所	なし	なし

健全化判断比率等審査

【1 健全化判断比率審査意見】

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、一部の事項を除き、適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められました。

比率名	令和3年度 算定比率	＜参考＞	
		早期健全化基準 ^(注)	財政再生基準 ^(注)
実質赤字比率	— (赤字なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (赤字なし)	8.75%	15%
実質公債費比率	9.2%	25%	35%
将来負担比率	81.6%	400%	

(注)： 早期健全化基準・財政再生基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。

比率のいずれかが、早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、財政再生基準を上回る場合は財政再生計画を定めることになっています。

【2 資金不足比率審査意見】

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められました。

事業会計	令和3年度 資金不足比率	＜参考＞
		経営健全化基準 ^(注)
水道事業会計 ほか5会計	— (資金不足なし)	20%

(注)： 経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。

比率が経営健全化基準を上回る場合は、経営健全化計画を定めることになっています。

内部統制評価報告書審査

監査委員が付した意見の概要は次のとおりです。

内 容
<p>知事部局では、評価対象期間中に「書類の偽造」という運用上の重大な不備が認められたことを理由に、本県の内部統制は評価対象期間において有効に運用されていなかったとの評価報告書が作成され、監査委員へ提出された。</p> <p>監査委員は、この評価報告書について、「書類の偽造」という重大な不備以外にも、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続の記載が一部相当ではないと考えられたこと、さらに、予算の執行に当たり科目を誤ることなどが運用上の重大な不備に当たると考えられたことから、「評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる」との意見をまとめた審査意見書を作成した。</p>

住民監査請求

内 容
<p>県の執行機関や職員による違法若しくは不当な公金の支出などの財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、県民の皆さまから地方自治法に基づく監査請求がなされたものについて監査しました。</p>

令和4年に受理をした住民監査請求の処理結果は次のとおりです。

件 名	請求内容の要旨	処理結果
<p>県立相原高等学校跡地における樹木伐採に係る費用支出に関する件 (令和4年2月18日受理)</p>	<p>県は、県立相原高等学校跡地にあった15本の樹木を伐採し、当該樹木の伐採業務に係る委託費約619万円をリニア中央新幹線県内駅整備促進費から支出した。</p> <p>しかし、当該樹木は、倒木のおそれがあると判断されていた訳でもなく、伐採する理由も必要も全く認められないことから、当該委託費をリニア中央新幹線県内駅整備促進費から支出したことは予算の目的に反している。</p> <p>よって、監査委員は、知事に対し、支出手続を行った県職員に支出額を返還させるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。</p>	<p>令和4年4月19日請求棄却^(注)</p>

<p>故安倍晋三国葬儀に係る知事及び議長の参列に関する件 (令和4年9月15日受理)</p>	<p>「故安倍晋三国葬儀」は違憲・違法なものであり、同国葬儀に知事及び議長が参列したり、公金を支出したりすることは、地方自治法に違反する違法な行為であることは明らかである。</p> <p>よって、同国葬儀に知事及び議長が出席・参列するに際して公金を支出することの差止めの措置を求め、公務として出席・参列した場合には、これに要する公金の支出は違法又は不当な財務会計行為であることから、県民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、知事らに支出された金額の返金を請求するよう求める。</p>	<p>令和4年11月11日請求棄却</p>
<p>葉山港指定管理に係る協定の締結及び選定審査に関する件 (令和4年12月1日受理)</p>	<p>県が葉山港指定管理者に指定した会社(以下「同社」という。)は、過去に法令違反行為を繰り返しているにもかかわらず、外部評価委員会でその事実が看過されて指定管理者候補として選定されたことは、条例等に違反して違法・不当であり、その結果として、県が、同社と協定を締結し、葉山港の管理を行わせ、指定管理料を支払うことも違法・不当である。さらに、同社が葉山港の指定管理者となれば、葉山港利用者への損害や利用者離れ等が発生して県への損害が発生するおそれがある。</p> <p>よって、同社と協定を締結せず、施設等の管理をさせず、指定管理料を支払わないこと、外部評価委員会の選定審査をやり直すこと等の必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。</p>	<p>令和5年1月27日請求棄却</p>

(注) 請求棄却とは、監査を実施した結果、請求に理由がないと認めたものです。

請求内容等の詳細については、監査事務局のホームページに掲載しています。

住民監査請求に関するホームページのアドレス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/cnt/f491088/p1048695.html>

監査事務局



新着情報

- [令和4年財政援助団体等監査の結果について記者発表しました](#)（2023年3月15日） **◀ New**

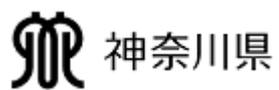
トピックス

- [令和4年財務監査（随時監査）等の結果について記者発表しました](#)（2022年11月25日）
- [令和4年財務監査（定期監査）等結果報告書を県議会議長及び知事に提出しました](#)（2022年10月11日）
- [令和4年財務監査（定期監査）等の結果について記者発表しました](#)（2022年10月11日）
- [決算審査等の結果に令和3年度分を追加しました](#)（2022年10月11日）
- [令和4年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）等の結果について記者発表しました](#)（2022年7月21日）
- [神奈川県監査事務局の新庁舎への移転について](#)（2021年3月29日）

監査事務局のホームページには、各種監査の結果やそれに対して知事等が講じた措置の状況、監査計画などを掲載していますので、ぜひ御覧ください。

監査事務局ホームページアドレス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/index.html>



監査事務局総務課 電話(045)285-5078(直通)
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階